



行政刷新会議の評価結果の概要について

行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果の概要

1. 事業仕分けの概要

- 公開の場において、外部の視点も入れながら、それぞれの事業ごとに可否等を議論し判定するものであり、透明性を確保しながら、予算を見直すことができる有効な方法。
- 行政刷新会議は、事業仕分け第2弾として本年4月下旬と5月下旬に独立行政法人や政府系の公益法人が行う事業について事業仕分けを実施。
- また、各府省において、事業の実態を十分に把握・点検し、その結果を事業執行や予算要求等に反映する取組として行政事業レビューの公開プロセスを実施。

2. 事業仕分けの評価結果の概要(生活衛生関係営業分)

○行政刷新会議事業仕分け評価結果(平成22年5月24日)

仕分け対象事業	法人	評価結果
○指定講習事業	理容師美容師試験研修センター	廃止 (管理理容師・美容師講習の廃止)
○クリーニング師研修等事業	全国生活衛生営業指導センター	廃止 (国による研修義務付けの見直し)
○生活衛生振興助成費等補助金	全国生活衛生営業指導センター	廃止 (説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき)

○行政事業レビュー公開プロセス評価結果(平成22年6月10日)

仕分け対象事業	法人	評価結果
○生活衛生営業指導費補助金		事業の廃止(直ちに)

【理容師美容師試験研修センター】指定講習事業

評価結果 取りまとめコメント	評価結果・取りまとめコメントに対する対応状況	備考
【評価結果】 廃止 (管理理容師・美容師講習の廃止) (権限付与自体の廃止 7名 見直しを行う1名(講習内容を見直すべき 1名)) 【取りまとめコメント】 公衆衛生についての理解を深めていくことに関して、評価者は何ら疑問を持っていない。ただ、この講習制度の立てつけ上、理容師・美容師が2名になったら受けなければならないことの合理性が、本日の説明では理解できなかった。 公衆衛生に関して、理容師・美容師の資格を取得する際に、より一層、公衆衛生について理解を深めさせることはいいと思うが、わざわざ2名になると時にこれを受けなければならないと義務付けることについては当WGとしては理解できない。このため、権限付与自体の廃止、すなわち、2名になると受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直しを結論とさせていただく。	【削減額】 — ※国費の投入はされていない 【取りまとめコメントに対する対応状況】 ○行政刷新会議の評価結果を踏まえ、理容師・美容師の方や関係業界の意見の十分な聴取と、実態の把握を行うため、講習事業の存続の是非や配置義務要件の在り方、講習内容の精査を中心に議論をする検討の場を22年9月中に設置する。 ※見直しを行うためには、理容師法、美容師法の改正が必要となりうる	※役員のうち理事2名(常勤)については、1名は公募、1名は削減 ※国家公務員OB職員については定年により順次解消、その後は公募 ※役員報酬の引き下げを要請

ワーキンググループB

事業番号 B-41

(事業名) 指定講習事業

(法人名) (財)理容師美容師試験研修センター

評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

- 講習の内容・意義が不明確であり、設立当時の目的ともズレてきている。
- 資格の存在意義が理解できない。
- 講習自体が不要。
- 本講習の必要性自体が明確に説得力をもって説明されなかった。そうである以上、民間の負担で独占的な事業を行わせるべきではない。
- 制度自体を一から見直す必要がある。最も有効な研修手法になるよう再検討を。
- 説明を聞いても、テキストの一部を見ても、(財)理容師美容師試験研修センターのみが実施する専門研修と判断することはできない。専修学校(養成機関)に委託することも含めて競争的環境を整備すべき。
- (見直しを行う「その他」、とした上で)講習内容を精査し、公衆衛生上必要な知識なら、1人の店でも義務付けるべき。

WGの評価結果

廃止

(管理理容師・美容師講習の廃止)

権限付与自体の廃止 7名

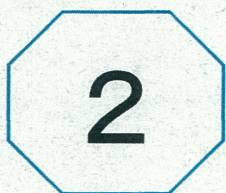
見直しを行う 1名(講習内容を見直すべき 1名)

とりまとめコメント

公衆衛生についての理解を深めていくことに関して、評価者は何ら疑問を持っていない。ただ、この講習制度の立てつけ上、理容師・美容師が2名になったら受けなければ

ならないことの合理性が、本日の説明では理解できなかった。

公衆衛生に関して、理容師・美容師の資格を取得する際に、より一層、公衆衛生について理解を深めさせることはいいと思うが、わざわざ2名になる時にこれを受けなければならないと義務付けることについては、当 WG としては理解できない。このため、権限付与自体の廃止、すなわち、2名になると受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直しを結論とさせていただく。



管理理容師・管理美容師指定講習事業について

理容師・美容師制度について(1)

理容師・美容師

- 理容師・美容師免許は理容師法(昭和22年)、美容師法(昭和32年)に基づく国家資格
- 免許取得のためには高校を卒業後、厚生労働大臣が指定した理容師・美容師養成施設で2年間(原則)必要な学科・実習を終了したのち、国家試験に合格することが必要
- 理容師法及び美容師法に基づく指定試験機関として「(財)理容師・美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務・登録事務を実施

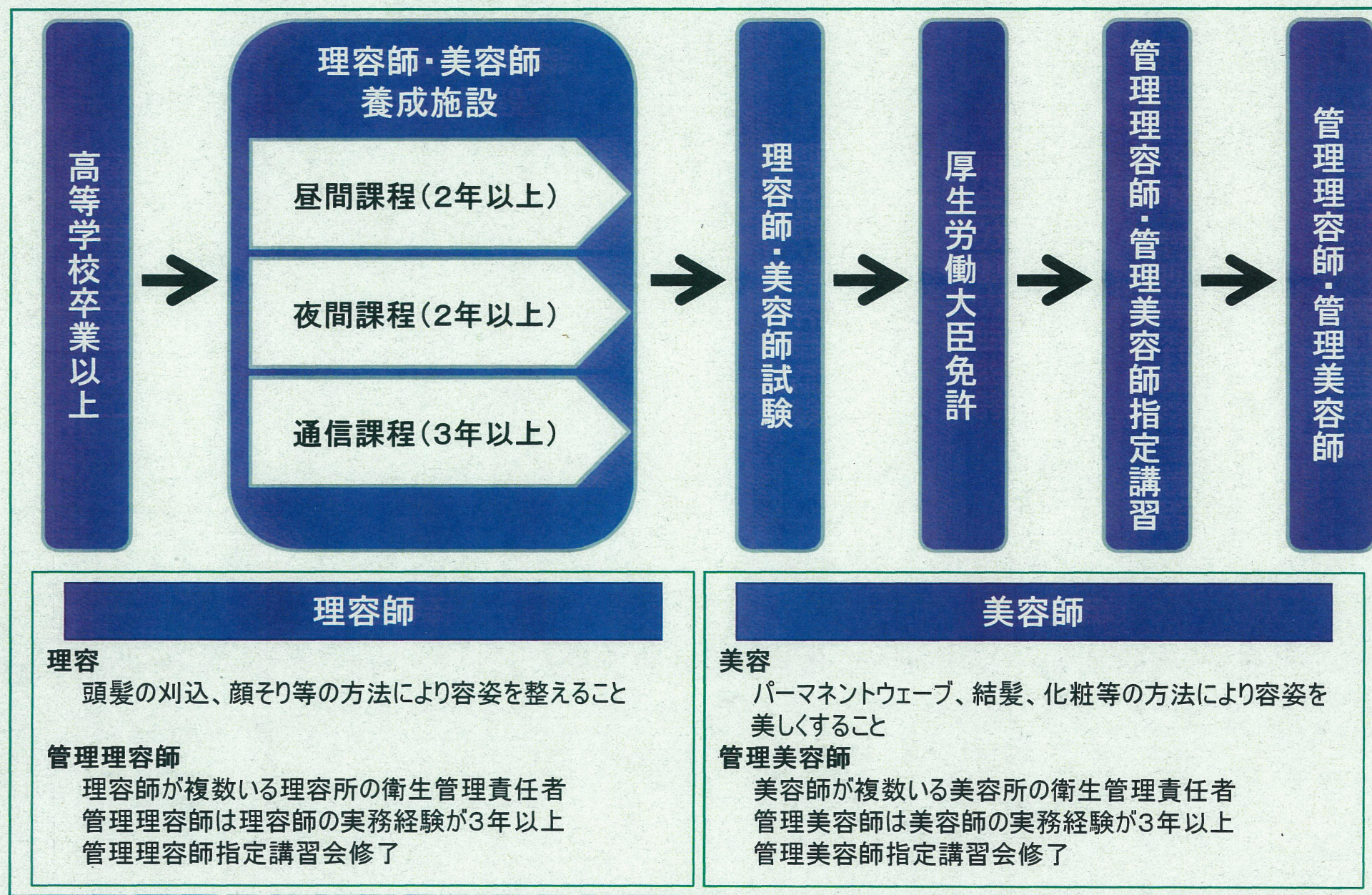
管理理容師・管理美容師制度創設経緯

- 昭和30年代後半には、資格取得の前提となるインターン制度の影響もあり、無資格で業務を行っている者が一部に見られた
- このような状況を背景に、理容・美容業界及び理容師・美容師養成施設団体からの要請を踏まえ、議員立法により理容師法・美容師法の改正が行われ、管理理容師・管理美容師制度が創設された(昭和43年)。

管理理容師・管理美容師

- 管理理容師・管理美容師資格は、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を終了した者に付与
- 管理理容師・管理美容師制度は、理容業務・美容業務の技術的管理運営の適正化及び美容・理容施設の衛生的管理の向上並びに利用者の衛生保持のために設けられたもの

理容師・美容師制度について(2)



管理理容師・管理美容師指定講習事業について

○管理理容師・管理美容師指定講習事業は、衛生水準の向上と消費者利益の保護、理容業・美容業の経営の健全化を図ることを目的。

○理容師法・美容師法に基づき、理容師・美容師が常時2人以上いる理容所・美容所は、高度な衛生知識を備えた管理者を置かなければならず、置かない場合は都道府県知事が閉鎖を命じることができる。

管理理容師・管理美容師とは・・

○理容師・美容師の免許を受けた後3年以上理容・美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した者に付与

指定講習事業のスキーム

都道府県知事

指定

理容師美容師試験研修センター
(企画・立案)
(カリキュラム・テキスト作成)
(研修実施)

※ただし、一部の都道府県の事業は除く

←

理容師

参加

←

美容師

背景

- 衛生害虫、感染症の防止
- アレルギー被害の多発
- パーマ剤の多商品化

研修
実施

専門職種の養成

- 最新知識の修得
- 資質の向上
- 技術水準の向上

研修
効果

○常に衛生的で安心な状態でサービスを提供

○国民が安心して質の高いサービスを享受できる生活を実現

理容師美容師試験研修センターが指定講習事業を行うメリット

- 理容師・美容師の情報との一体的管理が可能であること
- 統一的な教材作成により無駄が排除され、統一的な質の確保が図れること
- 受講者数が少ない県での講習事業の開催を行いやすいこと